

島田市立伊久美小学校 いじめ防止基本方針

基本方針

- いじめは絶対に許されない行為であり、子どもの教育を受ける権利を著しく侵害する人権問題であるという認識のもとに、指導を行うようにする。
- いじめの未然防止のために、考え方の違いを認め、安心して自分を表現できる場や集団づくりに努め、子どもの自己有用感を高め、自己決定力を育む指導を行う。
- いじめが発見されたときは、いじめ問題の克服に向けて、地域社会や家庭を含めた総掛かりで取り組む。

【保護者・地域との連携】

- 児童、民生委員、学校運営協議会と連携を図り、地域に協力を依頼する。(学校外での様子をつかむ)
- 授業参観、学校公開日等に人間関係づくりプログラムや道徳の授業を公開し、啓蒙を図る。
- 積極的な情報発信、情報交換に努める。(菩提山の発行、HPの更新、保護者との教育面談)

【生徒指導体制・職員研修・方針点検】

- 毎週の打ち合わせで、子どもの様子についてつかむようにする。
- 人権教育についての研修を行い、教師の人権に関する感覚を養う。
- 道徳教育を充実させ、社会性や規範意識、思いやりなど豊かな心を育む。
- 学校評価の際、基本方針についても、全職員で見直す。
- 職員会議等においても定期的に情報共有の場を作る。

【関係機関等との連携】

- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、市の家庭教育相談室、中央児童相談所などと連携を図り、いじめの未然防止やいじめが発見されたときの対応を検討する。
- 状況に応じて、島田警察署との連携を図り、対応する。

いじめ対策委員会

校長、教務主任、生徒指導主任、各担任、養護教諭、SSW
(必要に応じてSC、民生委員、PTA会長・警察等を含む。)

全教職員

【未然防止】

- 生徒指導研修の実施
 - ・気になる子どもについて、全職員で共通理解して支援・援助にあたる。
- 人間関係づくりプログラムの実施
- 子どもの自主的活動の場の設定
 - ・全校遊びや児童集会を行い、子どもたちの仲間意識を育てる。
- 行事等で目標をもたせ達成感を味わい、自己肯定感を育む。
- スマイルチャレンジタイムで友達や自分のよさを見つけることで、友達や自分への肯定感を育む。
- 全職員による児童への積極的な声かけ+下校時の見送りにより、安心感・居場所感を育む。

【早期発見】

- 月1回の生活アンケートを実施して、いじめの実態をつかむとともに生徒指導委員会で対策を図る。
- 教育相談の充実を図る
 - ・学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー等が子どもや保護者の相談にのり、対処の仕方を検討し、援助する。
- 運動会、センター祭やしめ縄作りなどを通して地域と連携を図る。
- 学校相互間の連携を図る。
 - ・北部地区4校で、情報交換を行い、北部地区の子どもたちの現状について把握する。

【早期対応】

- いじめが発見されたら、事実確認を行い、認知し、適切な支援、指導を行うとともに教育委員会に報告し、指示を受ける。
- 一報ファイル(区分1)を使って、全職員で共通理解して指導に当たる。
- ケース会議を実施し、問題の解消を図るようにする。再発防止に向けて組織で対応する。
- 事実確認の後に、いじめられた子どもの保護者、いじめた子どもの保護者に正確な経緯を知らせ、いじめに係る情報の共有化を図る。

【継続支援・重大事態への対応】

- いじめ対策委員会が母体となり、調査組織を設置して、事実関係を明らかにする。
- 調査内容を市教委に報告したり、いじめを受けた子どもや保護者に適切に知らせたりする。
- 保護者への説明会を行うときは、子どもや保護者への心情をくみながら正確な情報を伝える。
- 再発防止に向けて、具体的な取り組みを提示し、いじめられた子どもに対する継続的な支援を行う。